

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(身体の障害の程度)</p> <p>第一条 道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の120の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度(次条において単に「身体の障害の程度」という。)は、同条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)別表第一又は別表第二に該当する後遺障害(以下「自賠法後遺障害」という。)であつて、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(身体の障害の程度)</p> <p>第一条 道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の118の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度(次条において単に「身体の障害の程度」という。)は、次条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)別表第一又は別表第二に該当する後遺障害(以下「自賠法後遺障害」という。)であつて、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。</p>